大正八年六月三十日第三種郵便物認可
昭和十二年六月一日發行（每月一回一日發行）

臺灣時報

六月

第二百十一號

國立公共資訊圖書館

臺灣總督府內
臺灣時報發行所

苧麻報國

本島産苧麻ノ紡績、織布竝ニ加工

資本金貳百萬圓

臺灣苧麻紡織株式會社

社長　赤司初太郎

常務取締役　中島道一

本社及工場　臺北市大安十二甲一番地

大阪出張所　大阪市東區南本町二丁目一八

京城出張所　京城府鐘路二丁目九一

旅は船で

主要客船航路

基隆神戸線（月八回）
神戸天津線（二週三回）
横濱天津線（月三回）
大連鹿兒島線（月六回）
横濱倫敦線（月二回）
神戸上海線（月九回）
南洋サイパン線（月二回）
南洋西廻線（月三回）

本店　東京・丸ノ内

近海郵船

國立公共資訊圖書館
NATIONAL LIBRARY of PUBLIC INFORMATION

臺灣時報　昭和十二年六月號　目次

臺灣に於ける國稅整理に就て……江藤昌之……一
改正臺灣地方稅制の概要……西村高兒……一四
最近に於ける本島の物價……小野英雄……二一
臺灣住民の生命表に就て……林開煥……三〇
明治文學に現はれたる臺灣……島田謹二……四三
拓務省の沿革……鷲巢生……五二
和蘭植民政策の再檢討……越村長次……五九
◆蕃歌を尋ねて臺灣の奧地へ……竹中重雄……六七
高砂族原始藝術研究……佐藤文一……七三
臺灣習俗―臺灣の音樂……東方孝義……八一
福建省地方の習俗……井出季和太……八五
ベニヨスキーの臺灣遠征……土岐淳一郎……九三

國立公共資訊圖書館 NATIONAL LIBRARY of PUBLIC INFORMATION

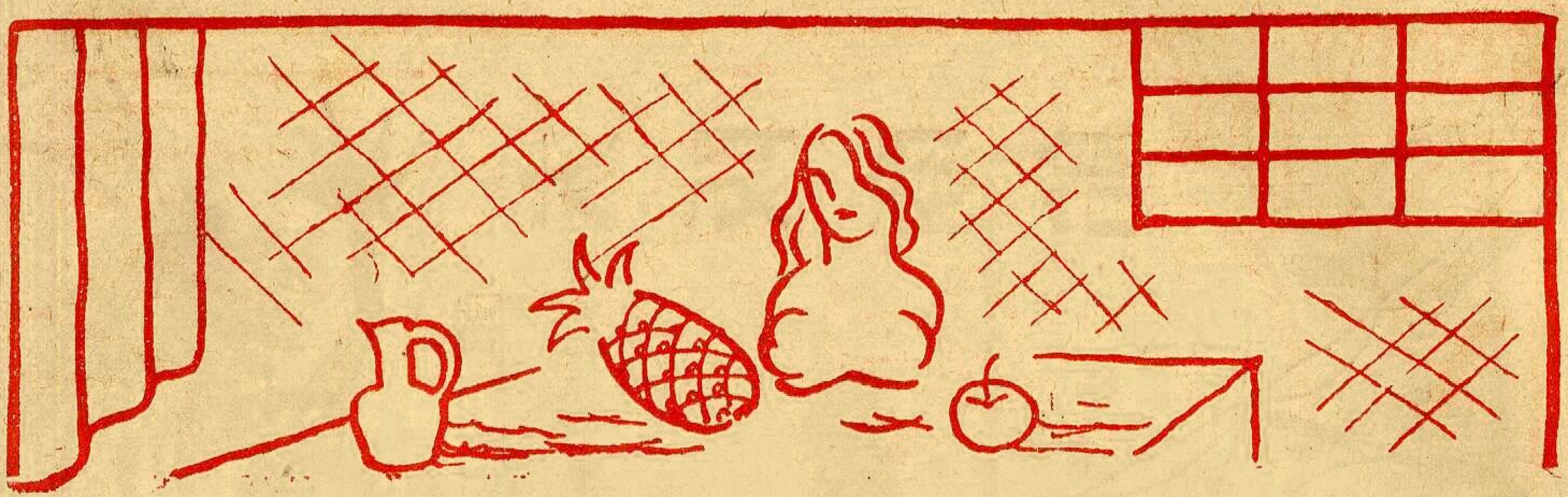

臺=灣=寺=廟=物=語……曾景來……一〇四

パイワン族の先天夜盲症調査報告書……葉山英二……一一一

童話の世界（臺灣山脈の旅）……志馬陸平……一一七

父を尋ねて……井上山人……一二一

◇◇臺灣雜記◇◇……柴山武矩……一二三

臺灣四十年史話……尾崎秀眞……一二五

ラヂオドラマ 樺・山・資・紀……岩石まさ男……一三一

文苑

初夏（詩）……中山侑……一〇〇

みなづき集（短歌）……柴山武矩選……一〇三

五月晴（俳句）……孕江選……一三八

蓬瀛詩壇（漢詩）……俗庵抄……一四一

島內各地事情……一四三

府報摘錄……一四四

臺灣主要文獻モザイク……一五一

島內主要新刊紹介……一五三

臺灣日誌……一五六

時報

東久邇宮殿下本島御成（一五七） 總選擧（一六六） 地方長官會議（一五八） 警務部長會議（一七〇） 臺比對抗水泳（一七〇）

◇表紙 タツタカ高原（臺中州）……石川欽一郎

大阪商船

O.S.K. LINE

臺灣中心航路

	航路名	寄港地	航海回數
1	神戸基隆線	門司	二週三回
2	高雄淸津線	基隆、鹿兒島經由淸津	月一回
3	高雄東京線	東京ニ直航	月五回
4	基隆香港線	廈門、汕頭	二週三回
5	高雄上海線	基隆、福州	月三回
6	高雄廣東線	廈門、汕頭、香港	二週一回
7	基隆福州廈門線	基隆、福州、廈門	月三回
8	那覇基隆線	西表、八重山、宮古	週一回

國立公共資訊圖書館 NATIONAL LIBRARY of PUBLIC INFORMATION

六月號

臺灣に於ける國稅整理に就て

江藤昌之

臺灣總督府の財政は、臺灣施政の進展と、產業經濟の發達に伴ひまして、逐年順調なる發展を遂げ、昭和十二年度豫算は實に一億五千七百九十七萬餘圓に達しまして、本府特別會計創始以來の記錄を示し躍進臺灣の現勢を、如實に示現するに至りましたことは、洵に御同慶に堪へない次第であります。而して、本豫算に於きましては多年の懸案でありました稅制整理の實施及び專賣、遞信收入の增收等に依つて、極力普通歲入の增加の方途を講じ、本府財政の基礎を鞏固ならしむることゝなつた次第であります。

私は此の機會に於きまして臺灣に於ける國稅整理に付いて皆樣に聊か申上げることに致し、領臺以來の劃期的なる稅制整理の趣旨に付いて、御諒解を願ひ、內外の情勢、愈〻緊迫を加ふる之の重大時局に當り、進んで、積極的に各自其の分に應じて、納稅報公の實を舉げ、國運の伸張を擔當せられんことを、稅務當局と致しまして希望致し度いと存ずる次第で

あります。

臺灣に於きましては、既に御承知の如く財政上の大事業でありました地租改正を、昭和十年四月に實施致したのでありまするが、同時に、多年の懸案でありました、國稅及び地方稅を通ずる一般稅制整理を斷行せんが爲、昭和八年度より之が準備調査に著手したのでありまするが、其の後、偶々內地に於ける稅制の改正に促進せられまして、一層緊張した氣分を持ちまして、鋭意調査中でありましたが、曩に之が調査が完了を告げましたので、家屋稅等を除き、三月三十一日を以て國稅、地方稅に關する新設又は改正の法令が公布せられ、愈々四月一日より實施せられたのであります。

顧みまするに、從來臺灣の國稅制度は、所得稅(第一、第二、第三種)、地租、鑛區稅、印紙稅、登錄稅、臺灣銀行券發行稅、砂糖消費稅、織物消費稅、酒精稅、骨牌稅、關稅、噸稅、酒類出港稅及び臨時利得稅の十四種類の租稅より成つて居たのでありますが、今回の稅制整理の結果、二十一種類になつたのであります。

卽ち、新しく設けられた租稅と致しましては、法人資本稅、外貨債特別稅、營業稅、資本利子稅、家屋稅(昭和十四年度實施)、相續稅、揮發油稅の七種類でありまするが、此の外、所得稅、鑛業稅、登錄稅、砂糖消費稅、酒類出港稅、臨時利得稅、關稅(四月十五日官報號外にて勅令第百三十號を以て緊急勅令として公布せられたる鐵の輸入稅免除に關する件)の七種類の租稅に改正を加へますと共に、酒精稅は廢止することゝなつたのであります。

偖、今回の稅制整理に於きましては―國稅のみならず、地方稅を通じまして―次に申上げる三大根本方針に基いて、調査立法せられたのであります。卽ち

第一と致しましては、國及び地方を通じ、租稅の體系を整備し、負擔の公正を期すること。

第二は、財政の現況に鑑み、租稅收入の增加を圖ると共に、稅制に彈力性を附與すること。

第三は、臺灣の民度竝に經濟の實情に卽せしむると共に、內地の稅制改正に關聯し、必要なる事項を改正すること。

の三點に在るのでありまして、素より臺灣自體として多年の懸案でありまするので、臺灣それ自體の、財政經濟、其の他各般の事情に卽應し、立脚して、之を立法致したのであります。然しながら國策上、內臺負擔上、租稅の性質上、內地に

まして內地の稅務整理の方針に相當の變更を見ましたが、本島に於きましても亦國稅に於きましては先に發表に成りました大綱の一部を修正することゝなつたのでありますが、地方稅に關しましては殆ご變りなく、本年四月一日より實施せらるゝことゝなつて臺灣地方稅規則が公布せられた次第であります。本規則立案中參考となりました內地に於きまする地方稅法案が次期議會に提案を延期せらるゝことゝなつたのに比べまして、後の雁が先になつた譯であります。

近來本島に於きまする地方團體の伸張發展は目覺しきものがあるのでありまして、其の結果地方財政は年々膨脹して行くのでありますが、之に反しまして地方財源は此の地方財政の膨脹性に對しまして正當なる比例を維持して行きますることは、非常に困難を伴ふのでありまして、年々窮乏枯渇して行くといふ有樣なのであります。今回の稅制整理は、此の地方財政の膨脹性と地方財源の窮乏性が今後益々顯著となつて行きまする事態に鑑みまして、地方財政の基礎を鞏固なるものたらしむると同時に國民負擔の均衡を圖ることに努められたのでありまして、從來の沿革に徵しましても本島稅制史上正に劃期的な改正ではないかと考へて居るのであります。

元來本島に於きまする地方稅制は、明治三十一年七月の臺灣地方稅規則に依りまして初めて其の體裁を定められたのでありまするが、當時の地方稅の稅目と致しましては、僅かに地租附加稅、家稅（之は家屋の所有者に賦課せられてゐたものであります）、營業稅、雜種稅の四種目に過ぎなかつたのであります。其の後大正九年に地方制度が改正致されまして、新に州、廳地方費、市街庄の地方團體が設立せられ、之等各地方團體に對しまして夫々課稅權が附與せられたのでありまするが、而も尙其の稅目に至りましては地租附加稅、第一種の所得稅に對する所得稅附加稅、戶稅、營業稅及び雜種稅の五種目に過ぎなかつたのであります。

更に昭和十年及び十一年に涉りまして州制、市制及び街庄制が改正せられ、本島地方制度上に劃期的改革が實施せられたのでありますが、地方稅制に關しましては未だ大正九年の改正以來些したる變化も見ずに經過して來たのでありまして、此の從前の地方稅制では、先般の劃期的地方制度の改革に依り伸張發展の範圍を擴大致しましたる地方團體の行政的事務事業の增加等にも伴ひませず、更に又現下の社會經濟事情にも適合しないのでありまして、之は先般の改正地方制度の根

本趣旨に照しまして、然る可く改正整理を爲さねばならない時機に到達してゐたのであります、茲に於きまして、地方財政の基礎を固めまする亡共に、現下の社會經濟事情に鑑みまして、地方民負擔の適正公平をも充分考慮致しまして、以て地方稅制をして時代の趨勢に順應せしめんこミを目的に、國稅ミ共に今回整理が斷行致された次第であります。

今回公布を見ました地方稅規則は、以上申し述べました趣旨を其の根本基調ミ致し、更に又地方稅に關する法規は可成此の地方稅規則に包含し整理統一することをも一の眼目ミして制定致されたのであります。從來地方稅に關する法規は、州制、市制、街庄制竝に之等の施行令ミか、州稅規則、州戶稅規則、廳地方費稅規則、廳地方費戶稅規則、市街庄稅規則ミか或は其の他の單行府令中に散在してゐたのでありまして、適用すべき法文を檢索し活用しようミする場合、甚だ不便を感ずることが少くなかつたのであります、それで之等地方稅に關する法規を一の體系の下に集大成しましたならば、法文を檢索活用します場合にも、或は綜合的に彼此相對照して見ます場合にも、更に進んで地方民に對し其の內容の何たるかを知つて戴く爲にも甚だ好都合であり、又斯くしますことが合理的なことでもあるミ考へられたのであります。

然し前申し述べました多くの法令の中から、關係法規を全部抽出致しまして之を地方稅規則中に網羅致しまするこミは、却〻容易な業ではないのでありまして、其の關係法令中には最近改正せられたばかりでありまして未だ幾許もないものもありまして、今又こゝで改正するこいふことは其の適當の時期ではないミ考へらるゝものもありますミころから、之等のものに對しましては當分其の儘に致しまして、地方稅規則ミしての集大成は之を他日に期することゝなつたのであります。又廳地方費稅に付いては、目下事務當局に於きまして廳地方費制度の改正案を檢討中でありまして、近く其の公布を見ることゝ考へられまするので、其の改正の際改めて考慮することゝせられたのであります。唯地方稅規則の內容に順應致し之にかなりの修正が加へられまして、之亦當分の間從前通り廳地方費稅規則に依ることゝせられたのであります。

更に戶稅に付きましては、先に發表せられました稅制整理大綱にもありまする樣に、將來國稅ミして家屋稅が創設せられ、州稅ミして其の附加稅が設けられました曉には、當然州より市街庄に移讓せらるゝこミゝなりまするので、其れまでの間現行通り戶稅規則に依ることゝせられたのであります。

をそそいでゐたといふ國民的昂奮と好奇心とを利用した事がひとつ、また海山千里をへだてて、日本內地とは、あらゆる意味に於て、人情も自然も生活も異るといふところから、國民一般がエグゾチスムともいふべき異樣な興味を以て對してゐたのを利用した事がひとつ、それから雲烟萬里、海上の交通容易でなく、本土とはとほく離れてゐるので、作中の諸人物の逃げ道に利用した事がひとつ、……そんな風にいろ／＼な意味で新境地と考へ用ゐられたのであらうが、彼等の知識と教養とから判じてゆくと、彼等の描いたやうな臺灣の面影は、領臺以後明治末期にかけて、內地人一般が臺灣についてもつてゐた常識であつたと見做してよいのではあるまいか。

さうしてまたかういふ明治文學者の臺灣觀は、彼等（特に紅葉・柳浪・蘆花・花袋）の文壇的地位と、彼等の作品を媒體した新聞雜誌（特に讀賣・國民・日本・新小說・中央公論等）の普及的勢力と、またそれを愛讀する讀者層の數と質とから考へてゆくと、臺灣について知識乏しき內地人一般に、臺灣とはこんなものだといふ印象を與へたことも否定出來ないのではあるまいか。

さうして此種の臺灣觀は、今日もなほ內地の一部には拔くべからざる勢力として殘つてゐるのである。現に自分等の一家は、六年前に內地へ歸省した。その時、かねてからよい女中のゐないのに閉口してゐたので、知り合ひの關係上、東北の純朴な農民の家庭で女中にくるものはないかと訊ねた事がある。奉公に出したいといふ希望のものはかなり多かつた。ところが、一度「臺灣」へゆくのだといふと、いくら貰つても命が危いからといつてしりごみをしてしまふ。昔はいざ知らず、今の臺灣は決してそんな恐ろしい處ではない、チフス、マラリヤなどといふ疫病だつて內地の大都市ほどはげしいわけではなく、まして生蕃、毒蛇などといふものは、臺北の市內に住んでゐる以上、見たくも見られないのだからと說き聞かしても、どうしても人が承知しなかつた。

臺灣の事情について、さういふ考へをもつてゐるのは、ひとり東北の山間の比較的文化程度の低い人々ばかりではない。相當高度な教養をもつてゐる人といへど、それとあまり變りはないので、內地人一般が臺灣の眞相を知らぬことは驚くべき程である。地理や歷史の時間に

かなり詳しい事は聞いた筈なのであるが、殆んど何もしらない。現に自分が東京の某大學の友人達の茶話會に招かれた時など、臺北の大學の學生には「日本人」（內地人）は一人もゐないでせうとか、あなたの話す日本語は臺灣の人に通じますかといふやうな笑ひ話さへ出た。それも質問者の方では、本氣にきいてゐるのである。兎に角、多少とも當地に在住せる關係者でもゐれば別であるが、一般內地人の頭には、「臺灣」といふところは、出稼人の寄合所帶といふやうな大變なものになつてゐるので、それは關東から東北にかけて、愈々甚しくなるのである。

かういふ誤解をひとびとが抱いてゐるといふことは、勿論、六大都市にくらべると遜色はあらうけれど、なまじひな內地の小都市より設備その他の遙かにすぐれてゐる臺北の在住者にとつては、滑稽でもあらう。それでは一般內地人が何故かういふ「臺灣」觀を抱くやうになつたのかといふに、領臺當時の衛生狀態や諸般の設備の關係から、此島に渡來した人々の惱まされた體驗談から來てゐるところもあらうし、またそれが或點まで事實だつたところから來てゐるところもあらう。此種の內地人の「臺灣」觀の原因をさぐるのは文化史上一つの興味ある問題であるが、それは明治の社會史に對して徹底した知識を必要とする外、臺灣事情の各汎に通曉してゐなくてはなるまい。さういふ周到精密な知見は、とても現在の自分の手の屆かぬかなたにある。自分としてはただ專門の文學、特に明治文學の分野の中に投影せる臺灣の面影をさぐることに努め、それからまた文學の社會的影響の一結果として、內地人一般の「臺灣」觀の據つて來れる一面には、明治文學者の臺灣觀がたしかに有力な分子として存在してゐるであらうといふことを推定しえたに過ぎないのである。

附註(1) 文中に說いた須藤南翠・末廣鐵腸等の政治小說については、柳田泉氏の著「政治小說研究」中卷（昭和十年十月刊）に詳細な敍述がある。

附註(2) 遲塚麗水の「大和武士」については、森鷗外が鷸翮掻」その一に於て批評してゐるのを知つた。「所謂際物にして、脈絡も條理もおぼろげなり」といふ意見である。但し、鄭氏の子孫といふ粉本（モデル）については、實在の人物がゐて、「今

世紀より十九世紀に移る頃、佛蘭西革命の思想は植民地の人にも亦適用し得られるものと考へられ、事實之が企圖行はれ、蘭領東印度にては特に英國領有期、ラッフルスが爪哇に之れを適用した。更に母國人の海外土民、其の言語、宗教及び慣習を認識すべしと叫ばれるに至つた。特に和蘭では十八世紀末期及び十九世紀初期に於て各種研究團體設立せられたが、今日和蘭人の植民問題に關する知識啓發に建設的努力を爲しつゝあるは右團體の後裔である。然し一九三〇年の不況襲來以來、此の研究機關頻出の傾向は財政的理由で阻止されたものゝ、其の下部を流るゝ綱領は毫も放棄されて居ない。

○文官及地方官吏の養成

一八五四年頃より起れる植民地統治及び發達に對し新たに關心を抱かれると共に、蘭領印度に奉職せんとする文官及び地方官吏を養成する一制度が創設せらるゝことは理の然らしむる所である。先づ三箇年の講習會がライデンの大學に附屬設置せられ、次でデルフトに移つた當時は大學より別個に一技術學校だつたが、後一八九七年再びライデンに移された。

同講習會に入會せんとするものは、ジムナジム又は高等國民學校卒業者に限り大學への入學試驗をパスしたものとされた。

學課としては蘭領東印度の、インドネシア民族の地理、人種學、歷史及び同民族の起原、發達、宗教的信仰、社會的慣習である。更に其の言語の知識は明かに必要で、馬來語は專修語とされてゐる。爪哇にて奉職せんと欲するものには、爪哇語は强制修得語であり、他の言語は隨意となつて居るもの、將來採用の際考慮に入れられる。之等の講習會に於ては、關係土民の一般文化及び文明の研究は最初より重要部分を構成して居ると共に、最近蘭領東印度政府の支援を受け考古學的調査に力を入れて居る。更にインドネシアン民族の文明に關する問題に關し、若き官吏の間に熱心なる研究者增加し來つた。

○其他の植民地官吏

本論の目的上、植民地事務に從事せんとする各種の技術者に必要なる技術教育の詳細に入るの必要がない。例

へば農業技師即ち農業技術を生產に適用せんとするものでなく、概して農業行政に從事せんとするものは和蘭ではワーゲニンゲン農業大學で養成される。

茲に興味あるのは、此の大學では植民地土民の文明に關する一般講座のあることである。勿論規模は小さいが。從つて如何なる技術者なりとも、植民地土民の心理、慣習を充分に知らずして有用なる官吏たり得ない譯である。

植民地土地を充分諒解すべしとの一般解釋は、前記以外の官吏にも及ぶ。熱帶衞生に對する學校は「蘭領印度學」と和蘭で稱せられる範圍の問題の硏究に密接なる關係がある。將來の植民地醫師は右の學校で夫々問題を選擇して短期の講義を受ける事が出來る。

又た和蘭の高等軍事硏究學校では、純然たる軍事の外、勿論英、獨、佛以外に、蘭領東印度駐屯軍將校は凡て馬來語及び爪哇語を必須課目とし、外に植民地土民の適當なる諒解の爲め地理、人種學其の他の植民的課目を修得する。和蘭の高等海軍學校でも同樣である。

○學者の貢獻

東洋又は其の他の植民地問題の硏讃の爲め學者の使用し得る便宜は隨所にある。即ちライデン大學、アムスターダム大學に於ても勉强の機會は至れり盡せりで、是等の大學では老若何れの學者の一群があつて、其の多くは海外に於ける經驗を有するのみならず、凡ては曾つて海外に多年あつて其の經驗の充分なる學者の薰陶を受けたものだ。

語學の點ではライデン大學の故ケルン敎授に負ふ所が多くて、インドネシヤの言語硏究の中心地とも稱すべく、其の他の亞細亞語の硏究、例へば印度語、支那語等の硏究も行はれて居る。

○私人的企業と一般公衆の關心

一般公衆の關心の發達は多くの團體の創立で證明される。中には政府の補助を受くるものもあるが、概して一般公衆の經營維持する所である。右の團體中には單に東印度のみに關係するものと、大規模に他をも包含するものもある。此の種團體の重要なる點は、一般の注意を植民地の發達に集中する機能を有することで、此の結果、

學者、專門家の關心を勸奬するこ共に、一般公衆の關心も新らしき企業を援助するに至つて居る。

之れの完全なる一例は「アムスターダム植民地協會」である。其の本名は「帝國植民地協會」で、一九二三年ハレムの植民地博物館を併合して居るが、此の博物館は印度に關する資料の蒐集に從事して居る。本協會及び其の堂々たる建物は、當初から今日迄私人企業の成果であり、和蘭こ東印度の農工商團體事業内容を知り得る機關で、單に官吏のみならず、植民地の各種の民衆、男女を問はず植民地生活こ活動の狀態を研究する充分の機會を與ふるものである。先づ例證せば植民地生產品、農工業の調査、熱帶衞生等に關する種々の科學的調査部あり、次に考古學硏究資料の蒐集、圖書館、各方面から土民を硏究し得る多くの寫眞がある。

之れ丈けではない。本協會の設立者及び後援者の意見こしては、一面學者的硏究及び基本的調査に資するのみでなく、他面植民地に關心を有し、和蘭本國に於て或程度の硏究せんこ欲する各階級の男女に、充分現在の資料や、增加しつゝある資料を提供せんこするものである。

此の結果こして、本協會がアムスターダム大學に特殊講座を設け、協會內では大學の權威者こ接觸を有する多くの本職專門家を擁して居る。

從來此の「植民協會」こ關係した人で、東印度で廣き經驗を有する有名の人は枚擧に遑ないが、茲に忘るべからざるは、有名な考古學者にして昨年死去の刹那まで本協會の爲め献心的に貢献したファン●エルデ教授及び其の後繼者たるヤップ●ユンスト教授である。後者は爪哇在勤中、群島內各土民の音樂の調査を委囑され見事に完成した仁である。

本協會の事業こして輕視し得ざるものに、爪哇糖業關係使用人に對する短期講習會がある。卽ち馬來語、爪哇語の基礎的知識を與へ、更に廣く爪哇の土民及び土地を理解せしめんこするものである。現在の不況にも拘らず此の講習を受けんこする學生は絕えず多い。

右の外蘭印に活躍せんこの意向を有する移住民は「印度學」の講習會の有益なることを知る。此の講習會は馬來語を必須課目こし、別に印度ネシア民族の地理、歷史、考古學及び文化竝に簡單な熱帶衞生の諸科目を含み、各

階級の學生を包容する、牧師あり、醫師あり、栽培業者及び銀行業者あり、先生あり、實業家ありである。

○蘭印の植民に貢献する新聞

和蘭に於ては學者の發表せる論説は植民問題に關することは、一般の新聞雜誌中異常の興味を招いて居る。余が和蘭の新聞雜誌を見て羨望に堪えないことは、純植民地問題に廣き紙面を使用してゐることであり、同時に其の記事の内容が誠に見事なものがある。

○結　論

余は本論に於て多くの效績赫々たる教育機關にして其の講座中に廣く植民地を研究しつゝある學校を詳述することを省略した。が要するに和蘭に植民地文化を研究する教育上の便宜があり、各階級の人民の要求を滿すものとせば、和蘭の人民及び政府が植民政策且つ亦母國の人々と海外植民地にある人々との關係に對し明確なる概念を形成するに依るものと信ず。

和蘭に於て純粹の學者と研究學生、植民地官吏と事務家との間に植民地事情を研究することの大切さを會得する爲め相互に連絡あるの事實は、和蘭國內の各種民族の生活狀態が相互に夫々影響するてふ事實を認識するが故である。

斯くして和蘭の繁榮の爲め、其の國民の幸福延いては人類の平和の爲め、母國人と植民地土民の一層有效なる協力を齎さんが爲め、國內の各民族間の隔意なき諒解の爲め和蘭は愼重に且つ又有效に努力を續けて居る。

總　選　擧

第二十回總選擧は、四月三十日行はれたが、その結果は左の如し。

	新	前	元	計	前回
民政	二一	一四九	九	一七九	二〇五
政友	三一	一二二	二二	一七五	一七四
社大	一五	一九	二	三六	一八
昭和	—	一六	二	一八	二〇
國盟	—	一一	—	一一	一五
東方	三	八	—	一一	—
諸派	二	四	一	七	九
中立	九	七	三	二九	二五
計	八一	三四六	三九	四六六	四六六

中立の内　純中立　一七　政府系　八　政友系　一
民政系　一　政革系　一　社大系　一

臺灣習俗——臺灣の音樂

東方孝義

臺灣に行はるゝ音樂を、樂曲の旋律や、樂器の音色等によつて區別すると、古樂と南方音樂及び北方音樂竝に南方北方の中間音樂に分けることが出來る。古樂と云ふのは聖樂とも稱し、近世民間では殆んど演奏されない、只孔子廟の祭典に其の面影を留めて居るだけである。

北方音樂は北管 pak kóan と云つて、北方支那に於て發達したもので、此の調は急激活潑にして元氣はあるが、一寸輕佻なので感じが薄い。

南方音樂は南管 lâm kóan と云つて、南方支那に於て發達したもので、此の調は優長緩慢で、壯嚴抒情的であるから、感じは甘弛い。左に此等の音樂を概說しよう。

北管 pak kóan

前述の如く、北方支那から輸入されたものであるから、歌詞も北京語を使用して居る。使用の樂器は胡弓である吊鬼 tiàu kúi、和絃 hô hiân や三絃、琵琶である北琶 pak pê、唐喇叭、橫笛等で嘶子用の樂器は大鼓、拍鼓、拍子木、鑼鉦である。

北管樂の中には、北方支那のものを其の儘用ふるものを外江 gōa kang と云ひ、それを多少改作したものを本地 pún tē と云つて居る。臺灣演劇の部に於て述べた、

皮黃調、西皮調や、藝妓たる藝妲 gē toàⁿ の大部分が習つて居る音樂竝に本島中流以下の者が子弟 tsú tē と稱する音樂團を組織し演劇を爲して居るもの等は、此の北管樂に屬して居り、普通十名位にて合奏するを常として居る。

北管樂の歌曲には、古談、歷史等の如き劇に上演する長き大曲 toā khek と、諷事、情歌等の短き小調 sió tiāu とがある。無論前記の樂器は曲に應じて用ひざるものあり、殊に小調に至つては吊鬼仔、北琶、拍子木のみをしか用ひないのが多い。

題目は無數にあるが、今之を列擧して見ても何の變哲もないから、一二の歌曲梗概を參考に揭げて見よう。

空城計曲文の一節（西皮調）

これは臺灣の演劇、脚本の部に於て述べた通り、西城に居た諸葛孔明が、王平の注進で參軍馬稷が街亭の敗を知り驚いて居ると、司馬懿が西城に攻めて來た。孔明は窮餘の策として、城門を大の字に開き、二老啞兵をして門前を掃除せしめ、自らは二童を從へて城樓に上り、酒を汲み琴を彈じて居ると、攻め寄せた司馬懿は、これ必ずや何等かの計略があるものと信じて、敢て入らず其の儘引上げたのである。

左は其の際に於ける孔明と司馬懿の口上である。

老生孔明

我本是臥龍崗散淡的人　論陰陽如反掌保定乾坤
先帝爺下南陽御駕三請　算就了漢家業鼎足三分
官封我武鄕侯執掌帥印　東西征南北戰博古通今
周文王訪姜尙周朝大振　嘆諸葛怎比得前輩古人
心無事在敵樓亮一亮琴　琴唱哈哈哈
在城樓扶瑤琴　缺少一個知音人

（右譯文）

我はもと臥龍に住せる散淡なる者
陰陽を論じ乾坤を保定すること掌を反す如し
先帝南陽に下り三度び我を請はる
漢室の爲に天下を三分する成算我にあり
我を武侯に封じ元帥印を授けらる
東西を征し南北に戰ひ古今に通ず
周の文王は姜尙を訪ひ周朝大に振へり
諸葛如何にして古人に比すべきかを嘆ず

悠々敵樓に在つて瑤琴を彈ず
彈唱呵呵
城樓に在つて瑤琴を彈ず
只知音の士を缺くを惜む

大花司馬懿

司馬懿坐雕鞍用目觀陣　城樓上坐的是　妖道孔明
左右琴童　人兩個　打掃街道　兩老軍
我本當將人馬一齊殺進　又恐怕中了鬼計中
你的鬼計休瞞我　你我本是一類人

（右譯文）

司馬懿美鞍に跨り孔明の陣を見るに
城樓上に坐するは怪傑孔明なり
左右に侍するは琴童二人のみ
城前の道路を掃くは二老兵
我はもと人馬を一齊に進めんとせるも
君が計略に陷らん事を恐る
君謀計を以て我を計る勿れ
君と我とはもとこれ同一類の者

老生孔明

我站在城樓觀山景　耳聽的人馬亂紛々
旌旗照展空中影　却原來是司馬發來兵
會記的渭南會過陣　別來是無恙駕可安寧
我亦曾命人去打探　打探着司馬領兵往西行
一來是馬稷無學問　二來是將帥不合失守我的街亭
連得三城多僥倖　你不該帶領人馬來到西城
諸葛亮在此把駕等　等候了司馬到此怎麼談々心
西城無有別的敬　準備着羊羔美酒美酒羊羔
犒賞你的衆三軍　身傍我只有琴童人兩個
內無埋伏外無有兵　你休要胡思亂想心不定
你就來來來　請上城樓聽我撫瑤琴

（右譯文）

我城樓にあつて山景を眺むに
人馬亂れて紛々たるを耳にす
又旌旗の空中に影を飜すを見る
これ司馬懿が兵を率ひて來りしならん
記憶す曾て渭南に陣を對せしを
一別以來君恙なきや否や
我人に命じて探査せしめしに
司馬懿兵を率ひて西下せりと聽く
一は我が馬稷に學なかりしと

國立公共資訊圖書館

二は將帥和せずして街亭の守を失へり
君は續いて三城を拔きしは多幸なるぞ
今焉ぞ人馬を率ひて西城に迫るを要せん
諸葛亮此處にありて君が駕を俟つ
君來りて我と談ぜん事を望む
西城には何等君を饗すものなきも
美酒羊羔の準備はあり
以て君の三軍を犒はん
我が身邊に侍るは琴童二人あるのみ
內に伏兵なく外倚兵なし
君徒らに心を勞するを休めよ
君來れ君來れ君來れ
請ふ城樓に上つて我が瑤琴を聽け

三娘教子曲文の一節（二黄調）

これも演劇、脚本の部に於て述べた如く、宋の儒生薛黄が、妻張氏と妾劉氏及び三娘王氏の三人を殘して鎭江に行き、業を營んで居る中、妾の劉氏が一子薛倚哥を生んだが、薛廣は五百金の爲め殺害せられた。其後薛家は衰へ、妻と妾は他に再縁し、殘された一子薛倚哥は老僕と三娘に育てられたが、或日學校で三娘は實母でないと友達から聽かされ、家に歸つても三娘の命を聽かず學業を怠るので、三娘は織つて居た機を斷ち切り、老僕薛包が傍から共に折檻するのである。左は其の折檻の一節である。

旦三娘

小奴才一句話問住了我　閉口無言王氏春娥
哭一聲亡故夫薛郞子路　拋下了苦命妻受的是折磨

（右譯文）

坊やよくも左樣なことを御聞きだね
と後は無言の王氏春娥
一聲泣いて亡き夫薛子路樣
薄命の妾を遺し去られて憂き目を見ます

生薛包

山東人闖下了滔東大禍　好一似火上又把油潑
見三娘發雷霆機房悶坐　回頭來問一聲東人倚哥
汝母親教訓汝非是有錯　爲什麽把好言反作了惡說
這才是養子不敎父母之過　敎子不嚴爲師之隨無奈何
進機房雙膝跪落跪落我的三娘　問三娘在機房啼哭爲何

（右譯文）

若樣何故飛び込んで來て大騷をさせなさる

國立公共資訊圖書館

から等距離の地點に保ち、又たとへ舵を動かすに足る充分な風がないにしても、船舶が海流の力によつて陸地に投げ上げられると云ふ懸念は少しもないものである。斯の如くして少し岸行した後、彼等は二隻の土人ボートに案內され、三尋の深さのある美しい港に入つた。之を彼はモーリス港(Port Maurice)と名付けた。然し其の位置に關しては適確に判明しない。伯は恐らく意識的にその地點について我々を疑問の中に殘してゐる。直ちに多くのボートが現はれて家禽、豚、米、果物等の食糧を持つて來た。間もなく他の隊が首領にヨーロッパ人を戴いて來つた。彼は自らマニラより來つたスペイン人で、七、八年前一ドミニコ僧が妻と私通してゐるのを發見して、不幸にもその僧を殺害し逃れ來つた者だと云つた。彼は以前マニラのキヤビテ港の首領であつた。彼の名はドン・ヒエロニモ・パチエコ(Don Hieronimo Pacheco)と云つた。此の男から通譯竝に友人としての援助を確實に得る爲に、ベニヨスキーは彼に高價な贈物を與へ、若し彼が其の地に滯在中彼に忠實に盡してくれたなら、尙多くを與へんと約束した。然し恰も冒險者達が、決して長く紛擾から離れてゐないかの樣に、翌日一隊が水を取りに行つて居る間に土人等から攻撃を受けた。

　事件の生じた水汲場所は錨泊地から相當の距離にあつた。そこでドン・ヒエロニモは彼の種族と敵對關係にあるその地方の土人に注意すべき事を忠告したが、軍隊は襲撃されて其の中三人は殺戮された。ドン・ヒエロニモと彼の友人等は三人の死者の復讐を圖らんと決心した。ベニヨスキーが加つてから戰友の死に對して復仇を要求したので、指揮官たる彼は仕方なしに同意し、隊員が意味なく生命を危險に曝さない樣に、隊員を引率して行つた。然し一度彼が實行に移るや、彼は決して寛大な手段等はとらなかつた。彼は最初捕へた捕虜を皆殺害し、附近に近寄つて居たボートを和戰の區別なく皆攻撃し、乘員を絞殺した。隊員中の四十二名は船を捨てゝドン・ヒエロニモの部下の二百名と共に、少し奥地に前進し敵の殘黨を搜索した。彼等は敵蠻に相遇し、それを嶮しい山の方に追ひやり、そこに船の大砲をもつて來て、敵を向ふ側に支へて置く樣にした。かくてこのスペイン人竝に伯は敵を向ふ側に壓迫し、かくて憐れな土人は絕望して身を地上に投出し降伏した。こゝに於いてベニヨスキーは若し隊員が更に殺戮を續行するならば、味方隊員にも砲火を浴せんと宣言した。かくて殺戮は納つた。後になつて計算した所によると、殺戮された者は一千百五十六人に達した。その中には男子と同樣に武裝し、家の爲に戰つて戰死した多くの女子が含まれてゐた。六百四十の捕虜が捕へられ、その總てはスペイン人や彼の味方蠻に渡された。

　この血なまぐさい事件の翌日、伯は海岸に陣地を建設する事の許可を求めたが、味方の仲間達は快く之に同意し、外人同盟者を迎へる爲に自ら小屋を準備して與れた。之等が出來上つた時にベニヨス

キーは負傷者竝に隊員の妻と共に上陸した。こゝで彼はドン・ヒエロニモの家族竝に多くの他の人達に紹介された其の人達から、この地方の獨立して居る酋長の一人たるファッポ(Huapo)が、彼の敵に對して加えて吳れた膺懲の事を聞いて謝意を表すべく、來りつゝある事を知つた。彼は又この訪問者が二萬乃至二萬五千の兵士を集め得、その居住地は約三十哩の奧地にあり、然して彼は西部地方の支那人から非常に苦しめられて居り、更に又その中心地方は開けて居るが、ファッポの領地以外の東部海岸は蕃人によつて占有されて居る事を聞かされた。日中一人の士官が酋長の所から來つて、その來る事を傳へ、到着の準備をなした。伯は非常に敬意を以つて彼を迎へ、その友交關係を確保せん事を圖つた。彼の話を聞いた後、士官は彼に酋長の到着迄その出發を延期する事を求めた。この士官は伯を危險に陷らせない樣に、酋長から軍隊と共に派遣されて來たのである。ベニヨスキーは相當の感謝の念を以つて歸來した。然し用心と云ふ事は絕對にし過ぎるものではないが、自己の防禦に於いて援助は必要でないと、彼は觀察して居た。この士官の服裝は伯によつて細かに述べられてゐる。「彼は身體に合つた頭から足に達する長いぴつたりとした着物、支那の半靴、白いシャツ、黑いチョッキ竝に金で細工した珊瑚のボタンのついた赤い上衣を着てゐた。彼の藁製のボンネットは極端に先が尖つて居り、上端は赤色に染めた馬の毛で飾られてゐた。彼の武器は刀、槍、弓竝に二十五本の矢の入つた箭筒であつた。彼の率ゐる軍隊は腰をまとふ青い切れを除いては裸であり、その武器は弓と槍であつた」。ファッポの來る迄の間は士官と食事を共にしたり、砲術の觀覽を行つたりして費された。かくする間に島人はその娘を我々の陣地に來さす程親密になつて來た。

王の到着に就いては次の如く記されてゐる。「最初に旗をもつた六名の騎士がやつて來た。それに續いて槍をもつた步兵部隊が來つた。その後に三四十名の騎士と弓を持つた他の一團が續いた。棍棒と手斧を持つた武裝隊がその次に來た。そして最後に小さいが美しい馬に乘つた十二名乃至十四名の士官に守られて王がやつて來た。その他の軍隊は隊形をとらずにやつて來た。我が陣地に到着するや、各自は勝手な所に休んで番兵等置かなかつた」。王は直ちに伯がこの島に來つた事を喜んで迎へ、彼が敵蕃をやつつけた事を仰山な身振りで感謝した。彼は更にその意見を述べて云ふには、伯こそは彼等の卜者に豫言された靈妙な人であらねばならぬ。この人こそはフォルモサ人の首から支那人の桎梏を取去つて吳れるのであると。そこで彼は島を解放する計畫を實行する爲に彼の力のある限り援助する事を申出た。ベニヨスキーは次の如く云つてゐる。「この最初の事竝にドン・ヒエロニモが余は實に偉大なる王であると申立てたので何時とはなく新しい仕事を演ぜしめんとしてしまつた。恰もそれは余が支那人の地位を滿足なものにする爲に、又かの二心ある人々の壓力から彼等住民を救ひ出し、その希望を滿さんが爲にフォルモ

サを訪れたかの如くであつた」。事實伯は新しい或は二役を演じて目的を達し得た後には、權利の爲に爭ふ人ではなかつた。

他の訪問の時酋長は彼の計畫を更に詳細に語つた。そして虛榮が彼を驅つて支那人に對し宣戰を布告せしめた事が疑もなく判つて來た。伯が後になつて歸還の意を抱き、然して島に植民地を建てる事を考へた時には、既に彼は土人酋長の友情が極めて獻身的なものであり、單に現在の安全を圖るのみならず、更に又植民地の申出をなす事によつて、ヨーロッパ人の目に尙一層正しいものなる事を知らせるに至つた。故に彼は全力を擧げてフアッポと友交を結ぶ事を決心した。この目的の爲に彼は王に船を見せ、花火の展覽を行つたが、王は歸還に際してその帶をとり刀を與へて、彼の軍隊に對する權力を彼に分ち與へるしるしとした。伯は又王に二門の大砲、三十の精巧な小銃、六樽の火藥、二百の彈丸竝に大部分この冒險者達が曾て捕獲した日本船から分捕つたであらう五十振の日本刀からなる贈物を準備した。

伯はドン・ヒエロニモが質問を持つて次に尋ねて來る迄の間を利用し、フォルモサ王がなした申出の承認事項を決定した。重要な申出と云ふのは次の如きものである。伯はその歸來迄部下兵士をこの島に殘しておく事が出來るか、彼は王の爲に武裝船とそれを指揮する船長を得る事が出來るか、フワングシン地方（Hwangsin）の所有權を直ちに讓る條件で然も完全に成功せば全土を讓る條件で彼を援助して支那人を追放して吳れるか、最近に近隣の酋長の一人を攻めんとしてゐるが相當額の金と其の他の利益を與へると云ふ條件で伯は彼を援助して吳れるか、最後に彼等は永遠の友交關係に入るか。第一條を除く之等の提議に對し、伯は同意し、要求されたる兵士竝に船の供給に必要な費用を述べた。それから彼等は東印度諸島の或る島に於いて見られる、酋長が旅客の親交を確める時に行はれると同様の儀式によつて、永遠の親交協約を批准せんと準備した。「我々は少しばかり火のある所に近附き、その上に二、三片の木を投じた。それから余と彼に一つ宛香爐が渡された。それには火のついた木が入つて居り、その上に我々は香を入れて、東の方を向き幾度か燒香した。この儀式の後侍大將は質問と余の返答を讀んだが、彼が讀む事を中斷する毎に我々は東方を向いて燒香を繰返した。讀む事が終つた後、王は相互間の親交協約を破る者に對する呪咀を宣言した。ドン・ヒエロニモは余に同樣な事をする事を命じ、それを彼は後で通譯した。この後我々は火を大地上に捨て、我々の刀を柄の所迄地中に突きさした。

助手達は直ちに幾つかの大きな石を持ち來つて、我々の武器の上にかぶせた。それから王は余を抱きかゝへ、余を彼の兄弟と見做すと宣言した。」之等の儀式が終るや伯はこの國の風習にならつて、揃の衣服を着し喜びのしるしを受けた。彼は王と共に騎馬で陣地を通り、全士官等の服從を受けた。それは伯の鐙に左手で觸れると云ふ

やり方であつた。

手記には次の如く述べてある。「この遠征に於いて王を助ける事を決した後、余はこの事に就いてある二、三の誓文をなさんと思つた。總ての冒險者達にとつて――その人は意識しないのであるが――極めて立派な行と云ふものは彼等の正義感によつてその目的を變更されるものであり、屢々問題になる惡事は擴がるものである」彼の知つた情況を彼自身の言葉で引用すれば次の如くである。「支那人と同盟を結び彼等に貢物を納めてゐる土人王ハパシンゴ（Hapuasingo）は個人の爭でフアッポに數名の彼の家臣を殺せと要求した。然しフアッポは彼の要求に從はず、反つてハパシンゴに對して戰を宣して敗れ、賠償として莫大な罰金を出させられた。支那總督は出費を口實にして更に多額の賠償を要求し、ハパシンゴと共謀して最も立派な彼の領地を占領してしまつた。彼の敵の首都は一日半行程内の距離にあり、敵は六千より多からず、支那人は數千人で執銃兵は五十人位である云々」。ベニヨスキーは友の爭を支持する事を約し、彼の部下四十八名並に四のバテラルー、及び彈藥を運搬する爲に六十頭の馬を要求した。

九月三日、聯合軍は敵に相遇すべく前進し、日中の酷暑を避けて唯朝晩に進軍した。適當な間をおいて、彼等は米、果物、ブランデーを給與されて元氣をつけられ、一方馬は元氣のつく物に限られて居た。彼等は戰場に近づいたが、既に住民の逃亡した村落や田畠を見て、敵が驚愕して逃げた事を知つた。敵の首都に六時間以内の行程内の所で、伯はフアッポの隊の來るのを待つて駐軍した。彼は一日行程後の所にゐたのである。然し敵の小部隊が來つて小競合を始めたので、ベニヨスキーは陣地を張り、防禦の爲に小砲を敷いた。

少くとも一萬乃至一萬二千の敵軍が現はれ彼の陣地を攻撃し來つた。彼は、二度大損害を與へて敵を撃退した。然して二回目には夜になる迄彼等を追撃した。遂にフアッポは到着し、翌朝敵を反對に攻撃する事に決した。伯は自己の小隊を三部隊に分け、各々同盟軍の各隊に加へた。然し先日の經驗によつて、小銃と大砲の音のみで敵を追散す事が容易であつた。その結果大虐殺が行はれた。その捕虜を與へるべくフアッポが捜された時、彼は分別ある人の如く役者よりはむしろ觀客となる事を選んで危險なシーンから身を引いた。伯は囚人に何等の個人的な虐待を加へないと云ふ條件で彼に捕虜酋長を渡した。

戰は決したかの如く見え總ての戰爭行爲は終了した。伯は直ちに歸國に決し乘船すべき意向を告げた。酋長と侍大將は彼に友情からの抗議を申立て、更に有形の感謝表示を忘れはしなかつた。王の贈物は二、三の美しい眞珠、八百封度の銀、十二封度の金であつた。伯個人に對しては合せて十三封度四分の一の重さのある百箇の金の入つた箱が與へられた。然して侍大將は彼に百二十人の騎士の護衞と、今後の食糧を供給する事を約した。伯は既に役に立つ事をため

パイワン族の先天夜盲症調査報告書

葉山英二

目次

(1) 序言
(2) どうして發見されたか
(3) 家系的觀察(遺傳系統圖譜)
(4) メンデリズムから觀た本症
(A) メンデルの法則
(B) 本症の遺傳法則
(5) パイワン族結婚制度から觀た本症
(6) 口碑に殘された本症
(7) 醫學的に觀た本症
(A) 自覺症狀
(B) 他覺症狀
(8) 「小口氏病」本態の論爭
(9) 本症に發見された特殊性
(10) パイワン族の三珍奇と本症
(11) 經濟生活に及ぼす本症の影響
(12) 精神上に及ぼす本症の影響
(13) 治療法はないか
(14) 優性學的立場から
(15) 結び

1 序言

晝間は、視力も至つて良く、色彩の判別能力も普通人同様であり、そして營養、發育狀態も同一地域に住む人達と何等變らない體軀を持ち乍ら、日沒頃になると急に視力を奪はれて、全くの盲目となり、數時間經過していざ寢に就くといふ時になつて、皮肉にも今まで盲目狀態にあつた眼が、少しづゝ物を視始めるといふ不思議な夜盲症がある。學名、遺傳に依る廣義先天性停止性夜盲症がそれである。

この夜盲症は、よく營養不良や虛弱體質兒に見る所の、後天的特發性の夜盲症とは全然別個なもので、夜間盲目になるといふ自覺症狀は類似してゐても、先天的遺傳性の疾

患である爲め、現代醫學の力では治療の方法がなく、從つて一生の間つきまとふ厄介千萬な夜盲症である。

先天的でそして遺傳性の夜盲症にもいろいろの種類があるが、中でもダイヤモンドのやうに世界で珍奇視されてゐる夜盲症は、我國のみに存在すると云はれる「小口氏病」であらう。「小口氏病」は一九〇八年醫學博士小口忠太氏に依つて始めて發見報告され、翌一九〇九年同博士によつて再び一例が追加報告され、一九一〇年には河本重次郎、草間要、大西克知各博士等が各〻一例の發見報告をなし、一九一二年最初の發見者小口博士は、之等を一括して獨逸眼科學界に紹介し序で萬國眼科學界に紹介し、そして我國眼科學界の泰斗河本重次郎博士に依つて「小口氏病」と命名された實に他國に類例のない世界的珍奇眼病である。

「小口氏病」はどういふ點が他の先天性夜盲症に比し、それ程珍奇であるか！といふと、

(1) 夜盲狀態が一生變化する事なく停止性を持つて居る事

(2) 眼底が他の夜盲症のやうに炎症又は變性的でなく即ち視神經乳頭は何等の萎縮の狀態を示さず、又、網膜血管も直經走行等に異狀がなく、丁度健康眼底とその組織的狀態は同一である。けれ共、眼底の反射が非常に強い、そして眼底の色が金黃色乃至は灰色で、健康眼の紅色に黃色を交へたやうな色とは全然違ふ事である。

(3) 水尾氏現象がある。水尾氏現象といふのは、患者の眼を數時間、布又は手拭で覆ひ、光線が完全に眼內に入らぬやうにすると、眼底の特殊的色が、健康眼と同樣な色に變化するのである。即ち數時間、眼內に光線を入れないでゐると、「小口氏病」特有の眼底の色が、健康眼底の色に復活して了ふのである。

まづ以上の三項が「小口氏病」の持つ珍奇現象であらうと思はれる。この「小口氏病」は發見以來三十年になる今日までに、未だ三十餘例しか報告されてゐない。そして、その本態が何であるかも、まだ研究しつくされてゐない。

臺灣では「小口氏病」の報告例など一つもなく、從つて「小口氏病」乃至は其の類似病は臺灣には存在しないものと思はれてゐたらしい。然るに、過日（正確に記述すれば昭和十二年一月二十六日朝）高雄州潮州郡蕃地「ボンブラン」社（內獅頭警察官駐在所管內）に於て「小口氏病」類似の先天性夜盲症患者を二十五名（內四名は小兒で疑似症）家族數にして九家族といふ、大發見をしたのである。私も、「小口氏病」患者には未だ直接遭遇した經驗を持つてゐない。それで、「ボンブラン社」の夜盲が正しく「小口氏病」で

營業種目

一、抵當貸付　田、畑、鹽田、市街地ノ宅地建物等ヲ抵當トスル年賦、定期貸付

一、無抵當貸付　各種公共團體、產業組合等ニ對スル年賦、定期貸付

一、短期貸付　各種公共團體ニ對スル短期貸付

一、手形割引　勸業債券、復興貯蓄債券、公債等ノ擔保並產業組合ニ對スル無擔保手形割引

一、諸預リ金　定期預金、當座預金、特別當座預金

一、保護預リ　勸業債券、復興貯蓄債券、公債等ノ保管

株式會社

日本勸業銀行

臺北支店　臺北市表町

同　新竹駐在員事務所　新竹市榮町

臺中支店　臺中市橘町

臺南支店　臺南市末廣町

同　高雄駐在員事務所　高雄市鹽埕町

國立公共資訊圖書館

Nittoh
Black
Tea
日東茶園製
日東紅茶
全國百貨店、食料品店
茶舗でお求を願ひます
三井物産株式會社發賣

三菱商事株式會社臺北高雄支店

出張員（基隆臺中）

國立公共資訊圖書館
NATIONAL LIBRARY OF PUBLIC INFORMATION

三井物産株式會社

臺北
高雄
支店

出張所、派出員

廈門　臺南

基隆

臺中　屏東

國立公共資訊圖書館
NATIONAL LIBRARY OF PUBLIC INFORMATION

臺北州基隆郡瑞芳庄金瓜石貳拾五番地

臺灣鑛業株式會社

專務取締役

島田利吉

國立公共資訊圖書館 NATIONAL LIBRARY OF PUBLIC INFORMATION

海陸運送業

資本金　壹千五百五拾萬圓拂込濟

明治五年創立

國際通運株式會社臺北支店

本社　東京丸ノ内

社長　中野金次郎

副社長　村上義一

專務　吉村佐平

取締役臺灣監督　安座上眞

臺灣支店　臺北・基隆・新竹・臺中・彰化・嘉義・臺南・高雄・屏東

出張所　松山・萬華・樹林・桃園・中壢・楊梅・竹南・苗栗
豐原・烏日・員林・集集・埔里・斗南・虎尾・北港・新營
新市・鳳山・九曲堂・旗山・潮州・宜蘭・二結・羅東・蘇澳
花蓮港・大稻埕・大湖・土牛・三塊厝・田町・里港・永康

內地支店・出張所・代理店・取引店　四千六百箇所

臺灣時報發行の趣旨

政事、時事、農事、工事、商事、學術技藝、統計等の報道評論特に臺灣に於ける統治狀態及び諸般の情況並に南支南洋に關する事項を周知せしむる爲め臺灣時報を發行す。（發行規定第一條）

臺灣時報發行所役員

評議員長　森岡二朗

評議員（以下イロハ順）

今川淵　伊藤英三　石坂莊作　石井龍猪　井手薫　池田卓一　池田斌　林田正治　醫學博士 堀內次雄　泊武治　戸水昇　陳鴻鳴　林熊徵　林獻堂　林烈堂　林鶴壽

於保乙彥　岡出幸生　大磐誠三　若槻道隆　簡朗山　河村徹　川村直岡　川添修平　田村武七　田村藤四郎　田端幸三郎　谷本清心　鼓包美　津田毅一　中村富強　宗藤大陸

編纂委員

內海忠司　野口敏治　能澤外茂吉　草鹿砥祐吉　保田次郎　山縣三郎　松岡一衞　松岡富雄　松本晃吉　松木幹一郎　松本虎太　二見直三　藤田倶治郎　藤田淳教　藤村寬太　古澤勝之　小松吉久　安詮院貞熊　辜顯榮　黃欣　吳汝祥

黃春帆　鄭神寶　近江時五郎　後宮信太郎　赤司初太郎　赤石定藏　赤堀鐵吉　齊藤三郎　坂本素魯哉　佐々木紀綱　皿谷廣次　蔡蓮舫　木村泰治　切田太郎　許廷光　三好德三郎　宮本一學　嶺田丘造　文學博士 幣原坦　島田昌勢　徐杰夫

一番ヶ瀬佳雄　石川定俊　井田憲次　今田卓爾　服部武彥　西村高兒　細井英夫　劉明朝　奧田達郎　渡部慶之進

玉手亮一　高原逸人　鶴友彥　中島一郎　中村八十一　山本眞平　山中樵　松野孝一　慶谷隆夫　藤田正義

常務編纂委員

小林長彥　江藤昌之　安達左京　佐治孝德　坂本龍起　坂口主稅　木原圓次

三屋靜　三輪幸助　南爲藏　廣谷致員　森田俊介　森田民夫　須田一二三

山岸金三郎

常務員

編輯　三島文平

庶務會計　伊藤憐之助　田部貴

昭和十二年五月二十五日印刷（每月一回）
昭和十二年六月一日發行（一日發行）
（定價　一部郵稅共金三十五錢）

臺灣總督府內
發行所　臺灣時報發行所
振替貯金口座臺灣二〇七〇番
電話總督府內第八八九番

臺北市東門町一五八番地
編輯兼發行人　伊藤憐之助

臺北市榮町二丁目十五番地
印刷人　加藤豐吉

臺北市京町一丁目四十三番地
印刷所　小塚本店印刷工場

日本水産株式會社臺灣營業所

基隆市濱町五拾參番地
電話（代表）長一、二三〇番
受信略號 キイルン・ニツスイ
發電略號 ニ ツ

高雄出張所

高雄市新濱町參丁目貳拾四番地
電話長二、三二〇番・二、五三〇番

本　社　東京市麴町區丸ノ內貳丁目貳番地壹

戸畑營業所　戸畑市汐ノ貳拾四番地

國立公共資訊圖書館
NATIONAL LIBRARY OF PUBLIC INFORMATION